

門川町子ども読書活動推進計画（第三次）

～ 感性豊かな子どもたちの育成を目指して ～



令和4年3月

門川町・門川町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の目的	2
2 基本方針	2
3 基本的な考え方	2
4 計画の期間	2
第3章 子どもの読書活動推進の方策	3
1 家庭における子どもの読書活動の推進	3
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取組	
2 学校等における子どもの読書活動の推進	4
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取組	
3 地域における子ども読書活動の推進	6
(1) 役割	
(2) 現状と課題	
(3) 推進に向けた取組	
第4章 方策の推進に必要な事項	8
1 推進体制の整備	8
2 啓発・広報の推進	8
3 目標値の設定	9
参考資料	
○子ども読書活動の推進に関する法律	1 1
○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議	1 3
○門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	1 4
○門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	1 6
○門川町立図書館統計資料	1 7～2 2
○門川町PTA協議会“かどがわ4か条”	2 3～2 6

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、赤ちゃんの頃に本を読んでもらうところから始まります。この時期の読み聞かせによって、子どもは保護者の愛情を感じとることができ、心の健やかな成長を促します。

また、子どもにとっての読書活動は、今後生きるための必要な読解力、想像力、思考力、表現力等を育み、心を豊かにし、自己を形成する上で非常に大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年子どもを取り巻く社会環境は急激に変化しています。インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及し、多くの情報が氾濫する中で、家庭環境・生活環境の変化、価値観の多様化、さらには乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

このような中、門川町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成23年に策定した「門川町子ども読書活動推進計画」に引き続き、平成29年に「門川町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定し、これら計画に基づき、関係機関とともに子どもの読書活動推進に関する取組を展開し、読書環境づくりに努めてきました。

このたび、第二次の計画期間が満了することに伴い、成果と課題を踏まえるとともに、2020年（令和2年）から世界中で流行し、社会活動、経済活動に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症により大きく変化した子どもたちを取り巻く生活様式の変化を考慮した「門川町子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定するものです。

本町の子どもたちが、海・山・川の恵まれた自然の中で、生涯を通じて、生きる喜び、生きる力を身に付けて自らのものにしていくためにも、引き続き子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定することが規定されています。

本計画は、法の理念に基づき、本町のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう配慮しながら、読書の楽しさ、大切さを伝え、子どもがよりよく生きていく力を育てることを目的として策定します。

2 基本方針

本町では、これまでの取組の成果や課題を踏まえるとともに、「宮崎県生涯読書活動推進計画」の施策の柱を考慮し、以下の4つの柱に沿って子どもの読書活動の推進に取り組むこととします。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進
- (4) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

3 基本的な考え方

子どもたちが本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで自分の世界や知識が広がることを支援し、「乳幼児」「小学生」「中・高校生」の各ライフステージに応じたきめ細やかな施策を講じるとともに、「家庭」「学校等」「地域」がそれぞれ役割を分担し、連携・協働して目指す姿を実現していきます。

また、子どもが日常的に本と出合う場である町立図書館や学校図書館における読書環境の整備・充実に努めていきます。

4 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

なお、必要に応じて見直しを行います。

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 役割

家庭には、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境を作るとともに、子どもの読書習慣を形成する役割があります。

(2) 現状と課題

インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及し、多くの情報が氾濫する中で、家庭環境・生活環境が変化し、価値観が多様化してきています。また、2020年（令和2年）から世界中で流行した新型コロナウイルス感染症により子どもたちを取り巻く生活様式が大きく変化しました。

混沌とした世の中で、家庭で過ごす時間が増えたにも関わらず、親子で読書に親しむ機会が十分でない状況が見られます。

このような状況にある中、本町では平成21年度よりブックスタート^{※1}を実施し、乳児健診時に乳児とその保護者に読み聞かせを行うとともにブックスタート・パックを贈り、読書に親しむ環境づくりを進めています。

また、町PTA協議会では、「子どもの成長を支え育む“かどがわ4か条”」^{※2}第2条において、小学生は『読書を楽しむ時間をつくりましょう!』、中学生は『読書を楽しみます!』、家庭は『読書を家族みんなで楽しみます!』という目標を掲げ、取り組んでいます。

(3) 推進に向けた取組

- ブックスタートのさらなる充実により、乳児からの読み聞かせや読書の大切さについての理解が得られるよう努めます。
- 町PTA協議会と連携し、“かどがわ4か条”のさらなる実践に取り組めます。
- 保護者を対象とした読書に関する講座の開催を促進します。
- 図書館や子育て人づくりセンター、子育て支援センターにおいて行われる読み聞かせなど、親子が本に触れ合う機会を提供することにより、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。
- 家庭読書の取組が「よくある」と「ほとんどない」の二極化の傾向（宮崎県生涯読書活動推進計画より）にあることから、家庭における読書啓発や読書習慣づくりに取り組めます。

※1 ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に、乳児健診の機会を活用した親子への読み聞かせを行い、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを贈呈し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。門川町では平成21年度より実施している。

※2 かどがわ4か条：町PTA協議会が「かどがわ『教育の絆』推進懇話会」を受け、子どもたちに社会で自立できる「確かな学力」を身に付けさせる目的で、平成26年度に作成した取組の一部。

2 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 役割

①認定こども園・保育所（園）

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましく、表現力も豊かになる大切な時期です。町内に7園ある認定こども園・保育所（園）では、乳幼児が絵本等を好きになるように、絵本の読み聞かせなどの活動を積極的に行い、本に親しむ機会を設けるなどの役割があります。

また、保護者に対しては、読み聞かせの大切さを啓発することが重要です。

②小学校

小学校においては、子どもの発達の段階に応じた適切な指導により、子どもの読書に親しむ態度を育成するとともに、読書習慣の形成が図られるよう努める役割があります。そのためには、小学校では学校図書館の機能を有効に活用することで、児童の自主的・自発的な読書活動の充実を図ることが重要です。

③中学校・高等学校

生涯を通じて読書に親しむ習慣を身に付けるために、中学校及び高等学校において、児童と成人の中間に位置する年齢層である中学生・高校生に対して継続的に読書活動の支援を行う役割があります。

(2) 現状と課題

①認定こども園・保育所（園）

○認定こども園・保育所（園）では、絵本コーナーを設置したり、町立図書館の団体貸出を利用し、子どもがいつでも絵本に親しめる環境づくりを行っています。また、それぞれの園では、日々の活動の中で保育士や教員による読み聞かせやお話し会、紙芝居等を行っています。

○インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及している中で、保護者への読書活動の必要性についての情報発信のあり方が課題となっています。

②小学校

○小学校では、朝の時間や昼休みを活用した読書活動が定着しています。

また、学校図書館支援員（1名）の派遣により、各学校図書館での図書分類指導や児童が利用しやすい環境整備に関する助言、児童への読み聞かせ等を行い、読書活動の推進と学校図書館の有効活用を促進しています。

○小学校では、司書教諭や図書主任を中心に学校図書館の運営や読書指導を行っています。また、保護者による読み聞かせボランティアが各学校で積極的に活動していますが、それぞれの連携、スキルアップの研修が必要です。

○読書が好きな児童が約8割いる一方、好きでない児童も約2割います。

③中学校・高等学校

中学校

- 朝の時間を利用した読書、学期1回の読書集会、ボランティアや生徒による読み聞かせ活動が行われています。また、図書委員会を中心に、学級文庫の設置、放送やポスターによる本の紹介、ポップコンテスト等も行っています。
- 学校図書館支援員の派遣により、学校図書館での図書分類指導や生徒が利用しやすい環境整備に関する助言を行い、読書活動の推進と学校図書館の有効活用を促進しています。今後、更なる読書活動の推進を図るため、学校図書館支援員と町立図書館との連携、図書委員会活動の活性化が必要です。
- 読書が好きな生徒が約7割いる一方、好きでない生徒が約3割います。

高等学校

- 門川高等学校では、朝読書が行われていますが、なかなか集中して読めない生徒もいます。そこで全クラスに「学級文庫」を設置し、学年と図書・学力対策部が連携して巡回・声かけをして個別に対応しています。
- 学校図書館には幅広い分野の図書が整備されていますが、1日の来館者数、年間貸出数が目標に達していません。そこで、生徒が本になじみやすいように、系列や学びに関係する漫画や入門書をそろえています。また、授業やロングホームルームで図書館を活用してもらい、生徒が本に触れる機会を作っています。
- 学期1回、全職員を対象に購入希望調査を実施し、図書資料の充実に努めています。また、年2回、全校生徒を対象に購入希望調査と図書館利用アンケートを実施し、希望図書の購入に努めています。

(3) 推進に向けた取組

①認定こども園・保育所（園）

- 認定こども園・保育所（園）では、乳幼児期から絵本に親しめるよう図書コーナーを設けています。各園の保育士や教員が、子どもの発達段階や実態に応じた絵本を選書し、読み聞かせなどを行うことができるよう支援します。
- 各園・家庭・地域・町立図書館が連携し、子どもに絵本に親しむ機会を与えるよう積極的に取り組みます。保護者へは乳幼児期の読書の重要性の理解を進めるための啓発に取り組みます。

②小学校

- 小学校では、読書活動を効果的に推進していくために、図書の管理のための電子化を行っていますが、さらに児童が自分で必要な図書を手に取ることができるようにわかりやすく分類したり、関連図書コーナーを設けたり

するなど司書教諭や図書主任を中心に、学校図書館支援員や町立図書館と連携を図ることや、小中学校図書主任会での学校間の意見交換を活用することで児童の読書環境の充実に取り組みます。

- 町は、保護者読み聞かせボランティアのスキルアップのための講座を開催するなど取組を支援します。
 - 「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅰ」「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅱ」を活用した図書の紹介や読書への意欲を高めるための取組を推進します。
 - 学校図書館の機能を有効に活用し、児童の自主的・自発的な学習活動の促進や読書活動の充実に努めます。
 - 読書が好きな児童には、さらに好きになるような取組を継続して実施し、好きでない児童が興味をもつような取組を実施します。
- ③中学校・高等学校
- 中学校では、読書活動を効果的に推進していくために、学校図書館図書運営計画の整備に取り組みます。
 - 中学校では、「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅰ」「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅱ」を活用した図書の紹介や読書への意欲を高めるための取組を推進します。
 - 学校図書館支援員が小・中学校 4 校を巡回し読書環境の整備に努めていますが、中学校では教科や総合的な学習の時間においても、学校図書館が十分に活用されるよう努めます。
 - 読書が好きな生徒には更に好きになるような取組を継続して実施し、好きでない生徒が興味をもつような取組を実施します。
 - 1 か月間に 1 冊も本を読まないいわゆる不読率は、小学校、中学校、高等学校と学校段階が上がるにしたがって高くなる状況にあるため（宮崎県生涯読書活動推進計画より）中学校及び門川高等学校の読書啓発や読書習慣づくりを支援します。

3 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 役割

①町立図書館

町立図書館は、子どもが本と出会い親しむことのできる場であり、子ども読書活動の中核施設としての役割があります。

②読み聞かせボランティア・民間団体等

読み聞かせや図書館支援活動を行うボランティアや民間団体等には、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供していく役割が期待されています。

(2) 現状と課題

①町立図書館

町立図書館は平成14年に開館し、令和4年に開館20周年を迎えます。

図書資料数については、令和3年3月末において108,124冊、貸出冊数は令和元年度が57,926冊、令和2年度が33,815冊となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、3度の長期臨時休館措置がとられ、開館日数は198日となり、貸出冊数が減少しました。また、この年度は図書館まつりやお話し会等のイベントも中止せざるをえない状況でありました。

町立図書館では、毎月、町広報誌に図書館だよりを掲載し、図書館ホームページにおいても最新の図書館情報を発出しています。

また、県立図書館や近隣市町村図書館とのネットワークを構築し、情報の共有化をはじめ広く読書推進活動を展開しています。

町立図書館では、利用促進や読書の普及などを推進していくにあたり、その活動の協力・手助けをしていただくために令和3年度より年度更新の図書館ボランティアの募集を開始しました。ボランティアの内容は1)主として読み聞かせ活動、2)主として環境整備活動(草刈や剪定作業)となっています。

②読み聞かせボランティア・民間団体等

教育委員会や町立図書館が主催するブックスタートやお話し会の開催には、ボランティア・民間の方の協力が、保護者に対する助言や子どもの読書に親しむ環境づくりに大きく寄与しています。

(3) 推進に向けた取組

①町立図書館

○児童図書の質・量の充実

子どもの読書環境の整備として大切なことは、基本的には蔵書の充実です。蔵書総数の確保だけでなく、バランスのとれた蔵書構成も重要ですので、年代に応じた選書を行い、活用しやすい取組に努めます。

○読書環境の整備

誰もが利用しやすく魅力ある読書環境を整備するため、分かりやすい書架の配置や図書館や読書に関する情報(子どもの年齢に応じたブックリスト等)の提供に努めます。また、乳幼児から絵本に親しむきっかけとなるブックスタート事業や、図書館を利用する機会を増やすためのお話し会、図書館まつりなどの事業の充実を図ります。

○学校等との連携

町立図書館を利用しての児童の調べ学習の実施や団体貸出は、町立図書館と学校等とが連携して行う読書活動であるという認識のもと、その活動がスムーズに行えるよう学校等との連携に努めます。

○図書館職員の資質の向上

町立図書館に従事する図書館職員は、読書活動をより推進するため、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技術を習得するため研修会等に積極的に参加し資質の向上に努めます。

○障がいがある子どもへのサービス

視覚や聴覚に障がいがある子どものために、コミュニケーションボードや拡大鏡を設置しています。今後、点字付き絵本等を収集し、バリアフリーコーナーの充実に努めます。

○情報発信

町広報誌「図書館だより」コーナーの充実を図ります。

②読み聞かせボランティア・民間団体等

子どもは大人が与える読書環境をそのまま受け入れるため、子どもたちへの読み聞かせ等の対応が重要です。町立図書館を中心に、ボランティア団体や関係機関との情報交換やさまざまな分野についての検討と取組を推進します。

第4章 方策の推進に必要な事項

1 推進体制の整備

○本計画の実施状況を定期的に把握し、門川町図書館協議会等関係機関との協議を行うとともに、進捗状況を検討・評価し、必要に応じて見直しを行うなど、さらなる施策の推進を図ります。

○町立図書館は、子どもへのサービスとして、認定こども園・保育所（園）・小学校・中学校等に向けた団体貸出や情報提供を行い、子どもの頃から読書に親しむ環境整備に努め、宮崎県が目指す「日本一の読書県」への取組を関係機関とともに推進します。

○町内小・中学校に通う児童・生徒を対象に読書感想文コンクールを教育委員会・町立図書館が実施することで、本を読むきっかけとしてもらい、読書の感動を文章で表現することで、伝える力を育むことを推進します。

○小学校・中学校及び門川高等学校は、読書活動の実態と課題を把握するため、アンケート調査を実施し、読書活動推進の基礎データとして活用します。

2 啓発・広報の推進

○町や学校等の関係機関において、町立図書館ホームページや町広報誌で、子どもの読書活動推進に関するさまざまな情報発信に努めます。

○「子ども読書の日」^{※3}、春の「こどもの読書週間」^{※4}、秋の「読書週間」^{※5}に合わせ町立図書館で実施する「図書館まつり」をはじめとした読書活動推進の取組の充実を図り、読書の楽しさや大切さを伝えます。

3 目標値の設定

○読書が好きな児童（小6）の割合

現状値（R1）：78.9% ⇒ 目標値（R7）：80%

○読書が好きな生徒（中3）の割合

現状値（R1）：66.7% ⇒ 目標値（R7）：70%

※3 「子ども読書の日」：4月23日 平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

※4 春の「こども読書週間」：4月23日から5月12日までの期間。昭和34年に始まり、平成12年「子ども読書年」を機に、現在の3週間に期間が延長された。

※5 秋の「読書週間」：終戦の2年後の昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家を創ろう」と、第1回「読書週間」が開かれた。翌年からは10月27日から11月9日になった。

参 考 資 料

○子ども読書活動の推進に関する法律	1 1
○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議	1 3
○門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	1 4
○門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	1 6
○門川町立図書館統計資料	1 7～2 2
○門川町 PTA 協議会 “かどがわ 4 か条”	2 3～2 6

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進基本計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づき、「門川町子ども読書活動推進計画」を策定するために設置する門川町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(策定期間)

第2条 令和4年3月末までに策定、公表するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の役職員
- (2) 公共的団体、その他関係団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は補欠の委員を委嘱する。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。ただし第1回目は、教育長が招集する。

2 委員長は会議の議長となり、会務を総理する。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び旅費)

第6条 委員が会議に出席した場合、門川町の報償費に関する規則に基づく報酬を支給する。

2 会議に出席する委員のうち、対象者に対して門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例の例により、旅費相当額を支給する。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、会議において関係職員の説明及び資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	竹崎 成夫	門川小校長（町校長会図書館教育担当）
副委員長	黒木 真	町社会教育委員会会長
委 員	佐藤 良衛	北部教育事務所社会教育主事
委 員	松本 和志	町 PTA 協議会代表
委 員	甲斐 美紅	門川小教諭（学校図書館教育担当）
委 員	深江 幹代	草川小教諭（学校図書館教育担当）
委 員	成合 雪香	五十鈴小教諭（学校図書館教育担当）
委 員	後藤 真理子	門川中常勤講師（学校図書館教育担当）
委 員	瓜生 智美	門川高教諭（学校図書館教育担当）
委 員	甲斐 悦子	町立保育所長
委 員	黒木 季世	学校図書館支援員
委 員	椿原 悟	町立図書館長（教育課長）
委 員	湯淺 良夫	門川図書館振興会事務局長
委 員	工藤 美奈子	門川図書館振興会司書
委 員	鈴木 重徳	教育課長補佐
委 員	吉本 政文	教育課主査
委 員	山下 将君	教育課主査

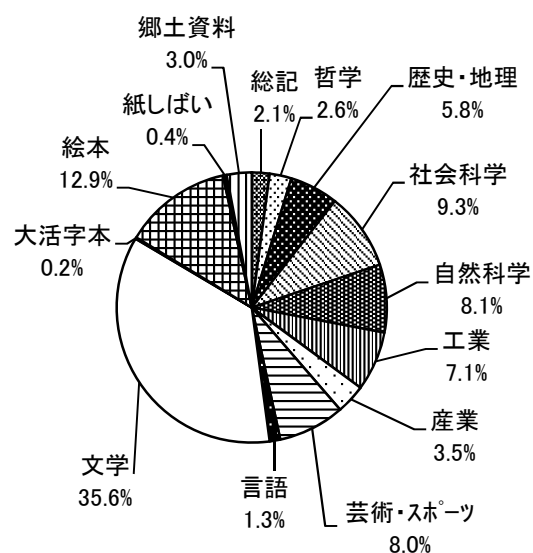
(1) 所蔵資料

① 図書(分類別資料数)

(令和3年3月31日現在)

	一般	児童	合計	構成比(%)
総記	1,624	459	2,083	2.1
哲学	2,286	300	2,586	2.6
歴史・地理	4,310	1,452	5,762	5.8
社会科学	7,758	1,431	9,189	9.3
自然科学	5,138	2,876	8,014	8.1
工業	5,971	1,082	7,053	7.1
産業	2,686	782	3,468	3.5
芸術・スポーツ	6,520	1,368	7,888	8.0
言語	882	364	1,246	1.3
文学	24,577	10,606	35,183	35.6
大活字本	201	0	201	0.2
絵本	0	12,723	12,723	12.9
紙しばい	0	433	433	0.4
郷土資料	2,716	226	2,942	3.0
図書合計	64,669	34,102	98,771	100.0

分類別図書構成比



② 雑誌

雑誌合計	7,417
------	-------

③ 新聞

新聞	6種
----	----

④ 視聴覚

ビデオ	555
DVD	852
CD	529
AV合計	1,936

⑤ 総計

総合計	108,124
-----	---------

(2) 受入資料

① 資料受入状況推移

(冊)

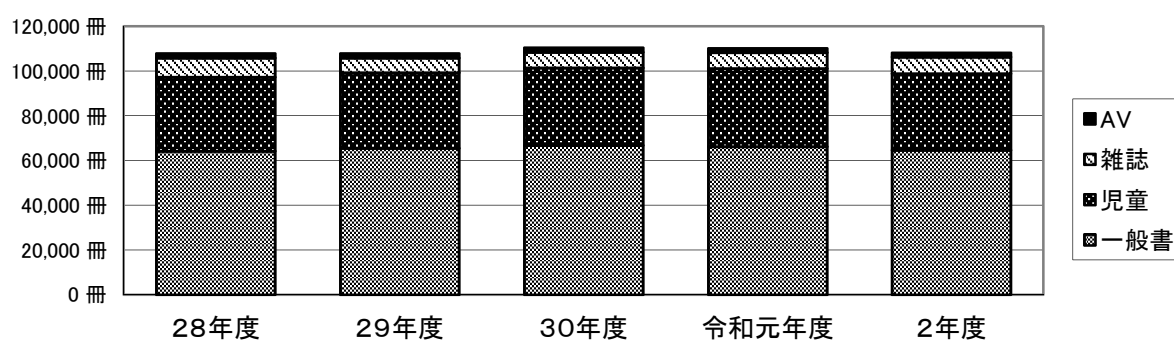
	28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度	
	購入	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈	購入	寄贈
一般書	1,428	138	1,145	122	1,120	61	974	254	1,184	428
児童	695	34	747	33	734	39	695	43	626	108
雑誌	928	11	922	13	919	11	864	35	923	77
AV	33	0	24	0	3	0	28	6	26	15
計	3,084	183	2,838	168	2,776	111	2,561	338	2,759	628
	3,267		3,006		2,887		2,899		3,387	

② 資料数の推移

(冊)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
一般書	64,245	65,434	66,733	66,152	64,669
児童	32,939	33,748	34,630	34,987	34,102
雑誌	8,632	6,681	7,047	7,038	7,417
AV	1,978	1,996	1,995	1,938	1,936
計	107,794	107,859	110,405	110,115	108,124

資料数の推移



③ 購入資料費の推移

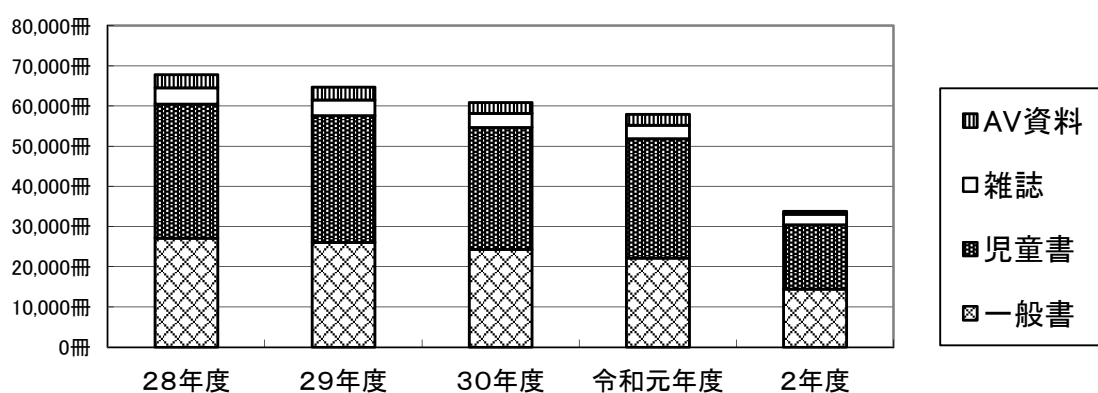
(千円)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
資料費	4,921	4,883	4,950	4,714	4,694

(3) 貸出状況

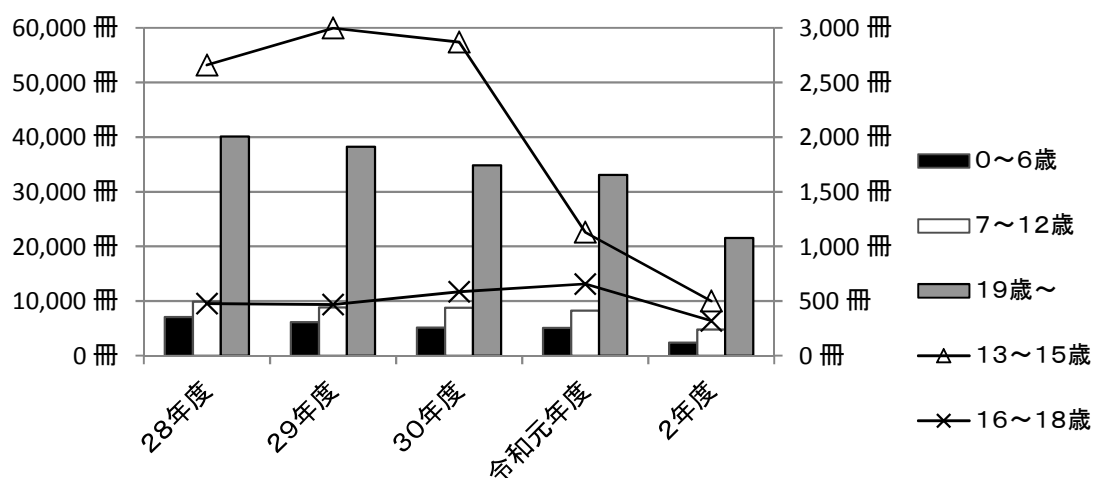
① 分類別貸出冊数推移

区	分	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
貸出冊数	一般書	冊	27,138	26,104	24,325	22,207	14,458
	児童書	冊	33,316	31,503	30,313	29,660	15,972
	雑誌	冊	4,069	3,893	3,520	3,331	2,693
	AV資料	冊	3,271	3,231	2,688	2,728	692
	合計	冊	67,794	64,731	60,846	57,926	33,815
	内 団体貸出	冊	7,567	8,065	8,913	9,733	4,267
	内 移動図書館	冊	1,041	782	871	680	0



② 年齢区分別貸出冊数推移(団体貸出数を除く)

区分	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
0～6歳	冊	7,046	6,117	5,112	5,062	2,382
7～12歳	冊	9,897	8,860	8,773	8,231	4,777
13～15歳	冊	2,660	2,999	2,870	1,129	500
16～18歳	冊	476	467	585	656	320
19歳～	冊	40,148	38,223	34,862	33,115	21,569
合計	冊	60,227	56,666	52,202	48,193	29,548



(4) 利用登録状況

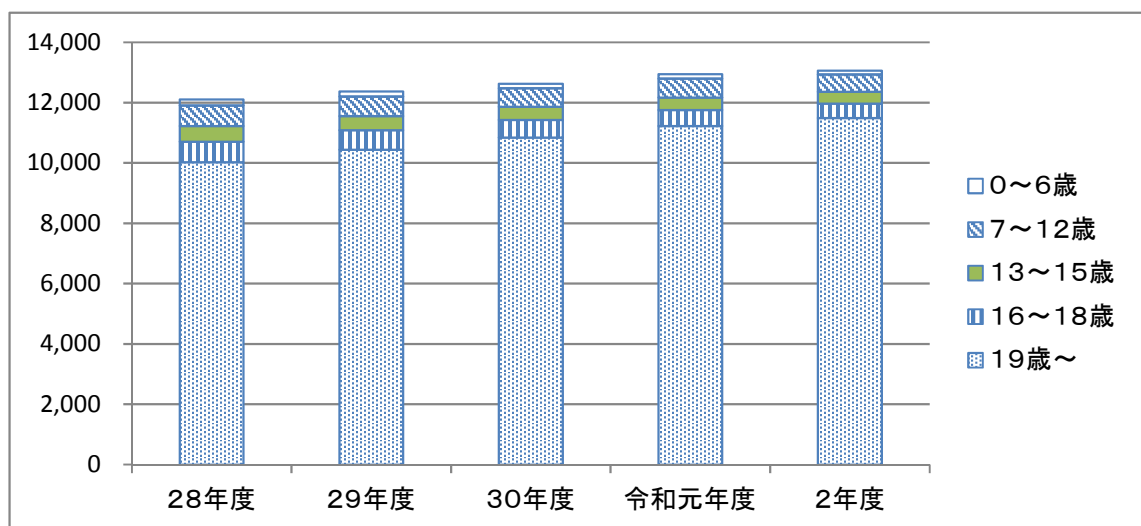
① 登録者数

区分	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
個人登録者数	人	12,107	12,372	12,631	12,946	13,063
内町内登録者数	人	11,370	11,593	12,031	12,161	12,260
(町民人口)	人	(17,894)	(17,713)	(17,524)	(17,433)	(17,273)
町内登録率	%	63.5	65.4	68.7	69.8	71.0
団体登録数	団体	193	196	203	207	209
貸出利用実人数	人	2,215	2,084	2,013	1,920	1,317

② 年齢区分別登録者数

区分	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
0～6歳	人	202	174	157	154	130
7～12歳	人	685	649	615	627	574
13～15歳	人	512	461	430	405	386
16～18歳	人	678	647	585	534	481
19歳～	人	10,030	10,441	10,844	11,226	11,492
全登録者数	人	12,107	12,372	12,631	12,946	13,063

年齢区分別登録者数



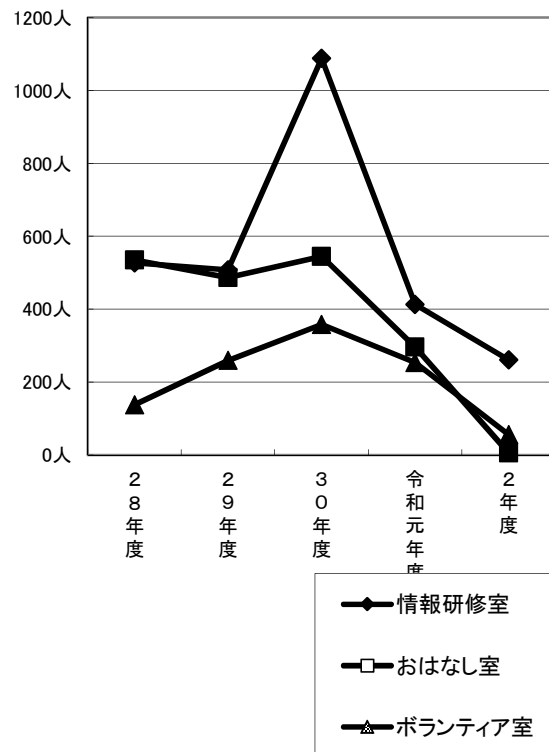
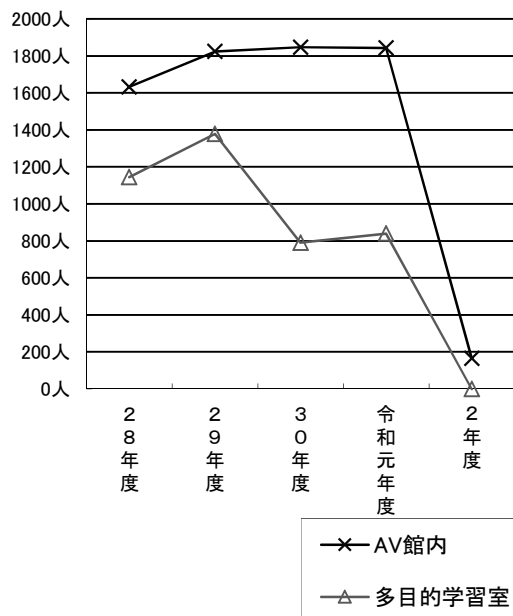
(5)レファレンス・リクエスト・予約・相互貸借数

区 分	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
レファレンス	件	423	462	339	403	258	
リクエスト	冊	203	230	213	156	83	
予 約	件	917	790	941	870	816	
相互貸借	借り受け	冊	163	207	198	119	61
	貸し出し	冊	141	123	204	158	176

(6)館内施設利用者数

区 分	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
利用者数	AV 館 内	人	1,633	1,824	1,847	1,843	166
	多目的学習室	人	1,145	1,378	790	840	0
	情報研修室	人	527	508	1,088	413	261
	おはなし室	人	535	487	545	296	6
	ボランティア室	人	137	259	358	253	56

館内施設利用者数



(7) 町民一人当たりのサービス

区 分		単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
蔵書冊数	総数	冊	107,794	107,859	110,405	110,115	108,124
	町民一人当たり	冊	6.02	6.09	6.30	6.32	6.26
貸出冊数	総数	冊	67,794	64,731	60,846	57,926	33,815
	町民一人当たり	冊	3.79	3.65	3.47	3.32	1.96
購入資料費	総数	円	4,921,000	4,883,000	4,950,000	4,714,000	4,694,000
	町民一人当たり	円	275.01	275.67	282.47	270.41	271.75
門川町人口		人	17,894	17,713	17,524	17,433	17,273



せいちょう ささ はぐく じょう
子どもの成長を支え育む「かどがわ4か条」

～ 令和3年度 小学校1・2・3年生用 ～



ゆめ もくひょう
《 わたしの夢・目標 》

なまえ
名前



か

かぞく やくそく き
家族で約束を決めましょう！



第1条
 (だい1じょう)

かぞく たいせつ
 * 家族のふれあいを大切にします！

かぞく やくそく かぞく しょくじ だん じかん
 家族の約束 (家族そろっての食事や 団らん、ゲームの時間 … など)

ど

どくしょ たの じかん
読書を楽しむ時間をつくりましょう！



第2条
 (だい2じょう)

おやこどくしょ よ き と く
 * 親子読書や 読み聞かせ に取り組みます！

が

こ おうえん
がんばっている子どもを応援しましょう！



第3条
 (だい3じょう)

かてい がくしゅう しゅくだい じゅぎょう ふくしゅう みまも
 * 家庭での学習 (宿題や 授業の復習など) をしっかりと見守ります！

はげ き じしん
 * がんばっていることを ほめたり励ましたりして、やる気と 自信をもたせます！

わ

まち ぎょうじ さんか
わたしたちの町の行事に参加しましょう！



第4条
 (だい4じょう)

おやこ ちいき み
 * 親子で 地域のよさを見つめます！



門川町PTA協議会
 かどがわ「教育の絆」推進懇話会

いえ なか めだ ばしょ は
 ～ このポスターは 家の中の目立つ場所に 貼りましょう ～





せいちょう ささ **子どもの成長を支え育む “かどがわ4か条”** じょう

～ 令和3年度 小学校4・5・6年生用 ～



《 わたしの夢・目標 》

名前 _____



か

家族でメディアの約束を決めましょう！

第1条
(だい1じょう)

* ゲーム機 や スマホ の ルール を 決めましょう！

わたしの約束 (夜●時まで、1日◆時間まで、週▲日まで … など)



ど

読書を楽しむ時間をつくりましょう！

第2条
(だい2じょう)

* どんな本でも 読んでみるように すすめましょう！
(おもしろそうな本・読みやすそうな本・話題になっている本 … など)



が

学習をしている子どもを応援しましょう！

第3条
(だい3じょう)

* 家庭での学習 (宿題 や 授業 の 復習 など) を しっかりと 見守りましょう！



わ

わたしたちの町の行事に参加しましょう！

第4条
(だい4じょう)

* 子ども と 地域 の つながり を 大切にしましょう！



門川町PTA協議会
かどがわ「教育の絆」推進懇話会

～ このポスターは 家の中の目立つ場所に 貼りましょう ～





子どもの成長を支え育む「かどがわ4か条」

～ 令和3年度 中学生用 ～



《 私の夢・目標 》

氏名 _____



か 家族の絆を深めます！

第1条

- * 悩み事や進路の相談、学校の話など、**家族との会話**を増やします。
- * **家族での食事や団らん**の時間を楽しみます。

私の約束（家族の絆を深めるための目標を決めましょう！）



ど 読書を楽しみます！

第2条

- * **宮崎県一の読書の町**を目指します。

私の約束（目標とする読書の時間や冊数を決めましょう！）



が 学習しやすい環境を整えます！

第3条

- * スマホ・ゲームやSNSの利用は夜10時までにはします。

私の約束（家でのスマホゲームやSNSのルールを決めましょう！）



わ 私たちの力で門川町を活気づけます！

第4条

- * **町や地区の行事**（ラジオ体操・防災訓練など）に積極的に参加します。
- * 町の人たちを気持ちよくする**挨拶やマナー**を心がけます。

私の約束（町を活気づける自分なりの方法を決めましょう！）



門川町PTA協議会・かどがわ「教育の絆」推進懇話会
門川中学校生徒会



～ このポスターは家の中の目立つ場所に貼りましょう ～



子どもの成長を支え育む “かどがわ4か条”



《 わたしの夢・目標 》



夢・目標に向かって4つのことにがんばろう。

第一条

か 家庭でメディアの約束を作ります！

《 門川町内小・中学生のメディアに関する約束 》

夜9時以降は、テレビをみたり、
ゲーム機や携帯電話等を使用したりしません！

我が家の約束（メディアに関する我が家の約束を書きましょう！）

第二条

ど 読書を家族みんなで楽しみます！

* テレビを消して、家庭読書の時間をつくります。



第三条

が 学習をしている子どもを応援します！

* 家庭での学習（宿題、授業の復習 など）をしっかりと見守ります。
* 頑張っていることをほめたり、励ましたりしてやる気と自信をもたせます。

第四条

わ 我が町の行事に進んで参加させます！

* 子どもと地域のつながりを大切にします。
〔子ども育成会行事、町・地区行事（ラジオ体操、地域防災訓練…）など〕



門川町PTA協議会
かどがわ「教育の絆」推進懇話会



※ このポスターを見えるところに掲示していただきますようお願いいたします。

門川町子ども読書活動推進計画（第三次）
～ 感性豊かな子どもたちの育成を目指して～

令和4年3月発行

編集・発行　：　門川町・門川町教育委員会